○国土交通省告示第千百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

第二田ノ浦川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

大分県大分市大字神崎

字峰　二六〇七番及び二六〇八番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

大分県大分市大字神崎

字峰　二六〇九番　一号及び二号

二六〇六番二　三号及び四号

二六〇八番　五号及び六号

二六一〇番　七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岳本川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（昭和六十三年建設省告示第千九百七十四号で指定した同号十に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第七百五十五号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

大分県由布市湯布院町大字川上

字重見　一二七二番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

大分県由布市湯布院町大字川上

字重見　一二七二番三

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福良川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県津久見市大字網代

字坂田　一〇二四番一　一号

一一九一番　二十六号

一一八五番　二十八号

一一七七番　二十九号

一一七一番　三十号

一一七三番二　三十一号

一〇三九番　三十二号

一〇三五番　三十三号

一〇三六番　三十四号

一〇三三番　三十五号

一〇二五番　三十六号

字平地

五六九番　二号

五七七番　三号

五六五番　四号

字広久保

一〇二四番　五号

二三二三番　二十四号

二一一九番　二十五号

字トウノ久保

二三三二番　六号

二三三八番二　七号

二三三〇番　八号

二三三八番一　二十二号

二三三五番　二十三号

二三七一番　九号及び十号

二三七八番　十一号

一四一二番　十二号

二三五一番一　十八号

二三七四番　十九号

二三七三番　二十号

二三五五番　二十一号

一五三八番二　十三号及び十四号

字渡積

一五九〇番　十五号

一五九二番三　十六号

一六一一番二　十七号

一二〇五番　二十七号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

字後田

大無礼川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県豊後大野市三重町大字伏野

字松ケ平　三〇九〇番　一号

三〇八一番　十一号

字谷ノ山

三〇七八番　二号

三〇七四番　三号

三〇七三番　四号

三〇七〇番　五号

字焼屋敷

三〇二二番　六号

字下ノ迫

三〇一〇番　七号

字坂本

三〇〇一番　八号

二九九八番　九号

二九九五番　十号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

景平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県宇佐市院内町大字景平

字弥九郎　二二〇番二　一号から四号まで

二二五番　五号

二二二番一　六号から八号まで

二二一番一　九号

二二一番二　十号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内川野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県宇佐市安心院町内川野

字摺ノ迫　三四九番　一号及び八号

三五四番　二号

三五九番　三号

三六〇番　四号

三六一番　五号

三六四番　六号

三六七番　七号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中野川一号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県玖珠郡玖珠町大字古後

字中野　一六五二番一　一号

一六五六番　二号

一六五九番一　三号及び四号

一六六二番　五号

一六六三番　六号

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中野川三号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県玖珠郡玖珠町大字古後

字中野　一六六三番　四号及び五号

一七一七番　六号

一七一五番　七号

一七〇七番　八号

一七二三番　九号

一六六六番　十号及び十一号

九　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中城川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

大分県玖珠郡九重町大字町田

字中村　六一三番三

六一四番二

六一五番二

六二三番二

六二八番二及び六二八番三

六二九番二及び六二九番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

大分県玖珠郡九重町大字町田

字中村　六一五番六　一号及び四号

六一五番二　二号及び三号

○海上保安庁告示第九十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十二月十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　舞鶴港喜多防波堤灯台

位　置

所在地　京都府舞鶴港第一区（喜多防波堤外端）

北緯　三五―二七―二三

東経　一三五―一八―五八

廃止年月日　平成二十七年十一月十九日

○海上保安庁告示第九十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十二月十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　大柿港引島防波堤北灯台

位　置

所在地　広島県江田島市（大柿港引島防波堤北端）

北緯　三四―一〇―三七

東経　一三二―二八―五五